



# 「処方箋医薬品」指定解除のご案内

定量噴霧式アレルギー性鼻炎治療剤  
モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物点鼻液  
**モメタゾン点鼻液 50 $\mu$ g「JG」56噴霧用**  
**モメタゾン点鼻液 50 $\mu$ g「JG」112噴霧用**

2025年2月

各位

日本ジェネリック株式会社

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび『モメタゾン点鼻液 50 $\mu$ g「JG」56 噴霧用』及び『モメタゾン点鼻液 50 $\mu$ g「JG」112 噴霧用』につきまして、厚生労働省告示第四十一号(令和7年2月28日付)により、「処方箋医薬品」の指定が解除されましたのでご案内いたします。

今後とも引き続き弊社製品を御愛顧賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

## 変更内容

「処方箋医薬品」の指定が解除されました。

## 変更品について

個装箱等に「処方箋医薬品」の表示が記載された製品がしばらく流通しますが、「処方箋医薬品」としての取扱いの必要はございません。

ご了承くださいますようお願い申し上げます。

## お問い合わせ先

お客さま相談室:0120-893-170

以上

包装変更などのお知らせ文書は、弊社の医療関係者向けホームページにも掲載しております。

<https://medical.nihon-generic.co.jp/>



日本ジェネリック株式会社

東京都港区芝五丁目 33 番 11 号

MOMEN00①  
2024-095-0-hp